

## 個人に対する(所得税法上の)同族会社の行為又は計算の否認

### 1. 「平和事件」判決から13年

社の経営者兼大株主であったA氏は、その保有する株式をA氏が出資持分の98%を有する有限会社Y(同族会社)に譲渡することとし、その際、株式の取得資金約3455億円を無利息・無期限・無担保でYに貸し付けたところ、その貸付けについて同族会社の行為又は計算の否認(所得税法157条。以下157条といいます。)が適用され、A氏には利息相当分(当時の銀行の長期貸出約定平均金利で計算)の雑所得があるものとして所得税の更正を受けました。

個人の所得税につき上記のとおり157条が適用され、その可否が争われた事件が「平和事件」です。

一審判決(東京地裁平9年4月25日)から既に13年以上の月日が流れました。それゆえか、又は、余りに巨額・異例な取引であったためか、判示の内容が必ずしも十分に理解されず、個人とその支配する同族会社間の取引について曖昧な理解のまま実務が流れているような感じを受けます。もう一度、個人に対する同条による否認について同判決(本税に係る判示は、最高裁が本税に係る上告を不受理としたこと(加算税の可否だけ受理)で基本的にそのまま維持されました。)に沿って整理しておきたいと思います。

157条は、要旨「税務署長は、同族会社の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株主等である居住者等の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その所得金額・税額等を計算することができる。」というものです。

### 2. 同判決のポイント

同判決は、上記下線部の解釈として、要旨「157条の対象となる同族会社の行為又は計算は、典型的には株主等の収入を減少させ、又は経費を増加させる性質を有するものということができる。そして、株主等に関する右の収入の減少又は経費の増加が同族会社以外の会社との間における通常の経済活動としては不合理又は不自然で、少数の株主等によって支配される同族会社でなければ通常は行われぬものであり、このような行為又は計算の結果として同族会社の株主等特定

の個人の所得税が発生せず、又は減少する結果となる場合には、特段の事情がない限り、右の所得税の不発生又は減少自体が一般的に不当と評価される」と判示したうえで、本件の無利息貸付は、A氏が支配する同族会社Yとの間でなければ「通常は行われぬ」「不合理又は不自然」なものであるから、それによりA氏の(雑所得に係る)所得税の不発生は「不当」であり157条による更正は適法だ、としました。

納税者側は、要旨「所得税法は原則として、外部からの経済的価値の流入をもって捉えられる所得のみを課税対象として規定している。(無利息貸付という)外部からの経済的価値の流入がないところに157条により所得の発生を擬制することはできない」ということを第一に主張しましたが、判決は、同条は通常取引で認められる収入の発生又は経費の不発生等を擬制するもので、「外部からの経済的価値の流入と目される事実を要するものではない」としてその主張を退けています。

「特段の事情」については「融資条件が同族会社に対する経営責任若しくは経営努力又は社会通念上許容される好意的援助と評価できる範囲に止まり、あるいは当該法人が倒産すれば当該株主等が多額の貸し倒れや信用の失墜により多額の損失を被るから、無利息貸付けに合理性があると推認できる等」の場合がそれに当たると判示し、本件に「特段の事情」はなし、と判断しています。

### 3. まとめ

この判決後も、「所得税法では、個人を法人(税)のように経済合理性で動くべきものとは考えていない・・・平和事件は異例の金額だから否認された例外だ・・・個人(株主)が、その支配する同族会社に2、3億円程度の貸付けをするのであれば、無利息や低い金利でも構わないはず・・・」と考える方も少なからずいるようです。しかし、上記の判示から例外論は読み取れません。少なくとも、個人がその支配する同族会社との間で取引をする(金銭等の貸付けの外、個人が、不動産管理法人(同族会社)を作ってその保有する不動産の管理を委託する等が考えられます。)に当たっては、時価(世間相場)又は経済合理性を意識・考慮しなければなりません。